

さいたま市物品等賃貸借契約情報公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市が発注する物品等の賃貸借契約（使用料に係る契約を除く。）に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の結果（以下「契約情報」という。）の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 この要綱において、契約情報の公表の対象となる契約は、契約金額が150万円以上の物品等の賃貸借契約とする。ただし、次の各号に掲げる契約情報は、除くものとする。

- (1) さいたま市情報公開条例（平成13年条例第17号）第7条各号に該当する契約情報
- (2) 国又は地方公共団体を契約の相手方とする契約情報
- (3) 水道事業会計に属する契約情報

(契約結果の公表)

第3条 当該賃貸借契約を所管する課所等の長（以下「賃貸借主管課長」という。）は、賃貸借契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 賃貸借主管課所名
- (2) 件名
- (3) 借入場所
- (4) 契約方法
- (5) 契約の相手方名
- (6) 契約金額
- (7) 賃貸借期間
- (8) 賃貸借種目

2 前項の規定による公表の方法については、公衆の閲覧に供する方法とし、閲覧所を設け閲覧に供する方法とインターネットを利用して閲覧に供する方法を併用するものとする。

- (1) 閲覧所を設け閲覧に供する方法の場合の閲覧場所は、財政局契約管理部調達課とし、閲覧日時は、本庁舎の開庁日及び開庁時間内とする。
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法の場合は、さいたま市の財政局契約管理部調達課のウェブページへの掲載又は埼玉県電子入札共同システムにおける情報公開システム（以下「システム」という。）を利用して行うものとする。

3 前2項の規定における公表は、賃貸借契約情報一覧（様式第1号）により、当該契約が締結された月を基準として、次に掲げる区分により当該各号に定めた月において、速やかに公表するものとする。

- (1) 4月から9月までの間に締結された契約 11月
- (2) 10月から3月までの間に締結された契約 5月

(契約結果の公表期間)

第4条 前条の規定による公表の期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

(随意契約締結結果の公表)

第5条 賃貸借主管課長は、賃貸借契約を随意契約により契約締結したときは、次に掲げる事項を公表する。ただし、さいたま市における特定随意契約の公表に関する要綱（平成18年さいたま市制定）の対象となる契約は、除くものとする。

- (1) 賃貸借主管課所名
- (2) 件名
- (3) 借入場所
- (4) 契約締結日
- (5) 契約の相手方名
- (6) 契約金額
- (7) 随意契約によることとした理由

2 前項の規定による随意契約結果の公表方法については、公衆の閲覧に供する方法とし、閲覧所を設け閲覧に供する方法とインターネットを利用して閲覧に供する方法を併用するものとする。

- (1) 閲覧所を設け閲覧に供する方法の場合の閲覧場所は、財政局契約管理部調達課とし、閲覧日時は、本庁舎の開庁日及び開庁時間内とする。
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法の場合は、さいたま市の財政局契約管理部調達課のウェブページへの掲載又は埼玉県電子入札共同システムにおける情報公開システム（以下「システム」）という。を利用して行うものとする。

3 前2項の規定における公表は、賃貸借随意契約結果表（様式第2号）により、当該契約が締結された月を基準として、次に掲げる区分により当該各号に定めた月において、速やかに公表するものとする。

- (1) 4月から9月までの間に締結された契約 11月
- (2) 10月から3月までの間に締結された契約 5月

(契約結果の公表期間)

第6条 前条の規定による公表の期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

(電子入札における公表の特例等)

第7条 システムを利用して公表する場合においては、当該システムの形式によるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、契約情報の公表について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

賃貸借契約情報一覧

賃貸借随意契約結果表

公表事項	内容
賃貸借主管課所名	
件名	
借入場所	
契約締結日	
契約の相手方名	
契約金額	
随意契約によることとした理由	